

**第 2 期 村上市 子ども・子育て支援事業計画
構成および施策の体系
(案)**

令和元年 5 月 31 日
村上市

■ 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項（事業計画作成指針）の概要

1 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

- ・市町村は幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての現在の利用状況+利用希望をふまえて計画を作成

2 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項（必須記載事項）

1. 教育・保育提供区域の設定
 - 2-1. 幼児期の学校教育・保育の量の見込み
 - 2-2. 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容および実施時期
- 3-1. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
- 3-2. 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容および実施時期
4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

1. 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
2. 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

■ 基本指針の改正を予定している項目

1. 幼児教育アドバイザーの配置・確保および幼児教育センターの体制整備
2. 幼稚園の利用希望および保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応
3. 外国につながる幼児への支援・配慮

第 2 期村上市子ども・子育て支援事業計画策定に向けて

見直し・検討などが必要と考えられる項目

■次世代育成支援行動計画について

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画については、計画策定自体について任意化されています。

→施策の体系（基本的な視点・基本目標）の見直し

■計画の評価について

第 1 期計画における量の見込み（平成 30 年度以降については中間見直しにおける量の見込み）と、実績値の比較・分析事業の内容について、現状の分析と課題の整理

「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」により、追加、修正が必要とされる項目（一部抜粋）

■他の計画との調和

市町村支援事業計画における確保方策については、障がい児福祉計画作成時に把握した障がい児の子ども・子育て支援の利用ニーズおよび提供体制の整備目標ならびに現在の利用状況を考慮したうえで、特別な支援が必要な子どもの特定教育・保育施設等における円滑な受け入れについても配慮して設定すること。

■幼稚園・預かり保育について

幼稚園の利用を希望する者の中にも共働き家庭など保育を必要とする者が一定数存在すること、幼稚園における長時間・通年の預かり保育を保育の受け皿の確保方策として位置づけることを可能としたこと等を踏まえ、次の(1)～(3)を踏まえたうえで市町村支援事業計画を作成すること。

(1) 共働き等家庭の子どもの幼稚園・預かり保育の利用希望の取り扱いについて

共働き家庭（家庭類型タイプ A、B、C、E）のうち、保育所・認定こども園ではなく幼稚園の利用を希望する者については、基本的に通常の教育標準時間認定子ども（家庭類型タイプ C'、D、E'、F）とは区分し、適切に量の見込みを算出（2号認定に計上）したうえで、幼稚園の認定こども園への移行または幼稚園における長時間および通年の預かり保育により適切に提供体制の確保方策を講じること。

(2) 「子育て安心プラン」に基づいた預かり保育の充実等の取り扱いについて

幼稚園における 3～5 歳児に対する預かり保育の充実や各種事業を活用した 0～2 歳児の受け入れは待機児童解消に資する重要な取り組みであり、保育の受け皿の確保方策（2号・3号）として位置づけることが可能であること。

(3) 地域子ども・子育て支援事業における一時預かり事業（幼稚園型）の取り扱い

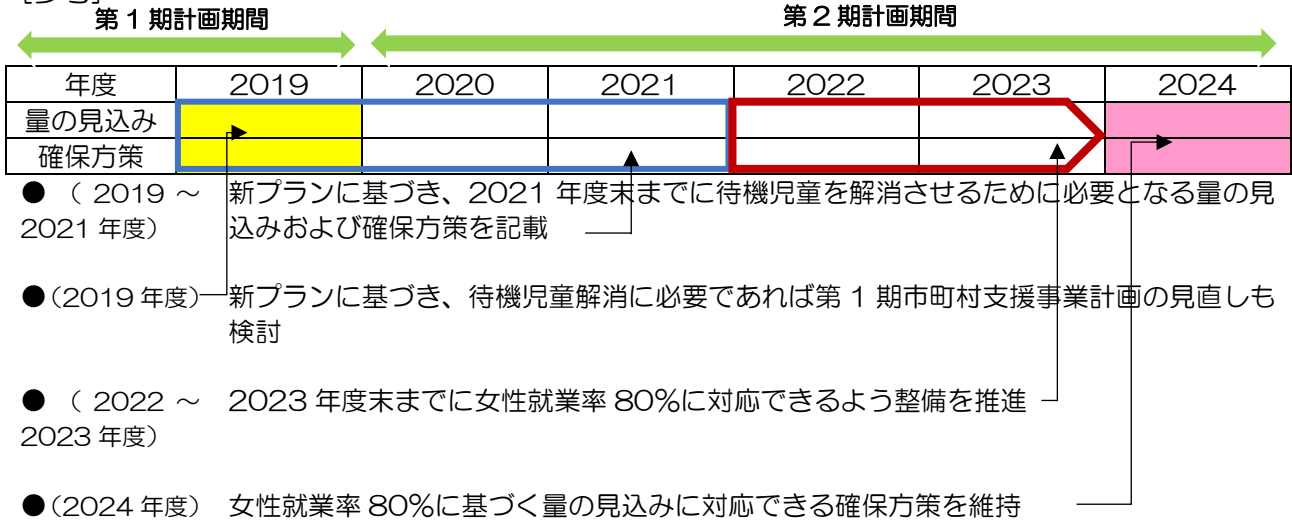
(1)(2)における量の見込み・確保方策（人単位）とは別に、地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業は、人日ベースで補助額の算定を行っていることから、従来の「地域子ども・子育て支援事業」における量の見込み・確保方策（人日単位）の記載も必要であることに留意すること。

■放課後児童健全育成事業の
量の見込み

女性就業率が上昇するなか、女性就業率と学年ごとの放課後児童クラブ利用率の相関関係を考慮しながら、可能な限り学年ごとの量の見込みを算出すること。

新プランでは、2023年度末までに女性就業率80%に対応できるように放課後児童クラブの整備を行うこととしており、可能な限り2023年度時点で女性就業率が80%になった場合でも、受け入れが可能であることを想定して量の見込みを算出すること。

[参考]



■教育・保育等の円滑な利用および質の向上に係る取り組みの記載

[新設されたもの]

- ・外国につながる幼児への支援・配慮
- ・幼児教育・保育等の質の確保および向上
→幼児教育アドバイザーの配置・確保および幼児教育センターの体制整備（基本指針の改正を予定）
- ・計画の公表等について

第2期 村上市 子ども・子育て支援事業計画の構成案

●子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項（必須記載事項）

村上市 子ども・子育て支援事業計画 目次	
第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
4 計画の策定体制	
第2章 村上市の子ども・子育てを取り巻く環境	
1 人口・世帯・人口動態等	
2 教育・保育施設の状況	
3 地域子ども・子育て支援事業の状況	
4 ニーズ調査の結果概要	
5 村上市の子ども・子育て支援の課題	
第3章 基本的な考え方	
1 目的	
2 基本理念（次世代育成支援行動計画と共通）	
3 基本的な視点（次世代育成支援行動計画と共通）	
4 基本目標（次世代育成支援行動計画と共通）	
5 施策体系（次世代育成支援行動計画と共通）	
第4章 教育・保育提供区域の設定	
1 教育・保育提供区域の考え方	
2 教育・保育提供区域の設定	
第5章 教育・保育施設の充実	
1 量の見込み	
2 提供体制の確保と実施時期	
3 教育・保育の一体的提供の推進	
4 教育・保育施設の質の向上	
5 産休後および育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	
第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実	
1 地域子ども・子育て支援事業の需要量および確保の方策	
2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上	
第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進	
1 児童虐待防止対策の充実	
2 ひとり親家庭の自立支援の推進	
3 障害児施策の充実	
4 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進	
第8章 次世代育成支援行動計画	
1 目的	
2 基本理念（子ども・子育て支援事業計画と共通）	
3 対象	
4 重点的視点（子ども・子育て支援事業計画の基本的な視点と共通）	
5 基本目標（子ども・子育て支援事業計画の基本目標と共通）	
6 目標実現に向けた施策内容	
7 一般事業主行動計画特例認定制度の新たな創設	
第9章 計画の推進体制	
1 関係機関等との連携	
2 役割	
3 計画の達成状況の点検・評価	
資料編	
資料1 計画策定の経緯	
資料2 計画策定組織について	
資料3 用語解説	

第2期 村上市 子ども・子育て支援事業計画の構成（案）	
第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景と趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
4 計画の策定体制	
第2章 村上市の子ども・子育てを取り巻く環境	
1 人口・世帯・人口動態等	
2 教育・保育施設の状況	
3 地域子ども・子育て支援事業の状況	
4 ニーズ調査の結果概要	
5 村上市の子ども・子育て支援の課題	
第3章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	
2 基本目標と基本施策	
3 重点施策	
4 施策の体系	
第4章 子ども・子育て支援事業の実施計画	
● 1 教育・保育提供区域の設定	
● 2 幼児期の教育・保育	
● 3 地域子ども・子育て支援事業の評価と目標	
● 4 教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容	
第5章 施策の展開	
1 地域における子育て支援の充実	
2 子どもの健やかな成長のための環境づくり	
3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	
4 配慮を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり	
5 安心して子育てできる環境づくり	
第6章 計画の推進体制	
1 計画の推進体制	
2 計画の進行管理と評価	
資料編	
資料1 村上市子ども・子育て会議の審議経過	
資料2 村上市子ども・子育て会議の委員名簿	
資料3 用語解説→各ページに記載（簡素化した内容とする）	

変更点等
■1 計画策定の“背景”を追加
■平成25年ニーズ調査との比較
■「目的」は1-1「趣旨」と重複するため削除
■次世代育成支援行動計画と一体化
■「基本的視点」は基本理念に含める
■施策の体系（案）は別紙
■施策を重点的に進める必要がある
■現計画第4章・第5章・第6章を統合し、子ども・子育て支援事業計画および新・放課後子ども総合プラン行動計画として策定が義務づけられている事項について記載
■現計画（中間見直し）の計画値と実績値の比較
■現計画第7章・第8章の具体的施策を基本目標ごとに分類
■現計画の評価と今後の方向性（目標）を記載
■現計画の1 関係機関等と2 連携・役割を「計画の推進体制」に統合

第2期 村上市 子ども・子育て支援事業計画 施策の体系（案）

村上市子ども・子育て支援事業計画 村上市次世代育成支援行動計画

基本理念

子育てを みんなで支えるまちづくり

基本目標 1 地域における子育ての支援

- 1 地域における子育て支援サービスの充実
- 2 保育サービスの充実
- 3 子育て支援のネットワークづくり
- 4 児童の健全育成
- 5 児童遊園等の整備

基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保と増進

- 1 子どもや母親の健康の確保
- 2 「食育」の推進
- 3 思春期保健対策の充実
- 4 小児医療の充実
- 5 特定不妊治療費助成事業

基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 1 次代の親の育成
- 2 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備
- 3 家庭や地域の教育力の向上
- 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

- 1 良好な住居環境の確保
- 2 安全な道路交通環境の整備
- 3 安心して外出できる環境の整備

基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

- 1 男女共同参画社会の実現
- 2 仕事と子育ての両立の推進
- 3 仕事と生活の調和の実現

基本目標 6 子ども等の安全の確保

- 1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- 2 安全・安心なまちづくりの推進
- 3 被害に遭った子どもの保護の推進

基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 母子家庭等の自立支援の推進
- 3 特別支援を要する子ども等への支援施策の充実

第2期 村上市 子ども・子育て支援事業計画（案）

基本理念

子育てを みんなで支えるまち むらかみ

重点施策

基本目標 1 地域における子育て支援の充実

- 1 地域における子育て支援サービスの充実
- 2 保育サービスの充実
- 3 子育て支援のネットワークづくり
- 4 子育て支援に関する情報提供・相談体制の充実

基本目標 2 子どもの健やかな成長のための環境づくり

- 1 教育・保育の量の確保と質の向上
- 2 家庭や地域の教育力の向上
- 3 子どもや母親の健康の確保
- 4 小児医療の充実
- 5 親子で遊び学べる場の提供

基本目標 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- 1 多様な教育・保育環境の整備
- 2 育児休業後の保育事業の円滑な利用の確保
- 3 子育てしやすい雇用環境の整備
- 4 男女共同参画による子育ての推進

基本目標 4 配慮を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり

- 1 すべての子どもを受け入れる環境づくり
- 2 児童虐待防止対策の充実
- 3 障害のある子どもとその家族への支援
- 4 ひとり親家庭等への支援
- 5 外国につながる幼児への支援・配慮

基本目標 5 安心して子育てできる環境づくり

- 1 安心して妊娠・出産ができる環境の整備
- 2 良好な住宅環境の確保
- 3 教育・保育施設の耐震化・改修
- 4 安心して外出できる環境の整備

変更点等

■ニーズ調査より、子育てに自信がもてないことが「大いにある」「わりとある」を合わせると過半数を超えていることから、情報提供・相談体制の充実を追加

■10月からの保育・幼児教育の無償化等

■現計画の基本目標2と3を統合

■基本指針の改正が予定されている「幼児教育アドバイザー・幼児教育センター」について記載

■ニーズ調査より、インフルエンザ・ロタ等の予防接種の助成、病児保育施設の預かってもらえる人数が少ない、不特定の事業の利用希望で私用、リフレッシュの目的で、一時預かり等の事業を利用したい方は半数以上。

■女性の就労率の上昇、働き方の多様化への対応について

■ニーズ調査より、母親の就労が前回調査より「フルタイム」で7ポイント、「パート・アルバイト」で2.7ポイント上昇したことで就労支援などの働き方の多様化への対応が必要、男性の育児休暇は未だに2.6ポイント、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が前回調査より低い結果。荒川地区以外にもほしい

■「要保護児童」→「配慮を必要とする子ども・家庭」に変更

■基本指針の改正が予定されている「外国につながる幼児への支援・配慮」を追加

■ニーズ調査より、障がい児保育、障がい児の介助等の情報をもっと知りたい。どの程度の障害だと介助が付く等（保育園など）そもそも介助員等がいるのかどうか知りたい。

■現計画の基本目標4と6を統合

■ニーズ調査より、産婦人科、小児科の充実、通学路に歩道がなかったり、道幅が狭いところがある、耐震の状況など

※ニーズ調査内容については、就学前児童の結果を基に記載しています。